悪質な訪問販売などの被害を防ぐために
訪問販売「お断りシール」を配布しています。

自宅の玄関や電話機のそばに貼ってご活用ください。
断る意思表示をしたにも関わらず再勧誘された場合は
業者名などを確認して消費生活相談室にご相談ください。

配布場所
消費生活相談室、市役所1階市民相談室・4階経済観光課、市政情報センター等で配布しています。自治会などでまとめて必要な場合は経済観光課へご連絡ください。

訪問販売お断りシール

出前講座

相談員が自治会や学校、自主グループなどの集まりに出向いて、悪質商法や契約のトラブル事例、被害を防ぐポイント、製品事故の事例などを分かりやすくお話しします。
様々な集まりなどの機会にご利用ください。

対象　原則、市内に在住、在勤、在学している団体・グループ等
日時　原則、平日の午前9時から午後5時まで
費用　無料　講義時間　1回、1時間から2時間程度
会場　主催団体でご用意ください
申込み　開催予定日の20日前までに受講申込書、事前アンケートを生涯学習スポーツ課学習推進係にご提出ください（FAX 可）
ふちゅうカレッジ出前講座申込み先
TEL 042-335-4391　FAX 042-365-3593

くらしの相談

毎年１１月に相談室に寄せられた事例をまとめた「くらしの相談」を発行しています。身近で起こる消費者トラブルをお知らせしていますので、ぜひご覧ください。

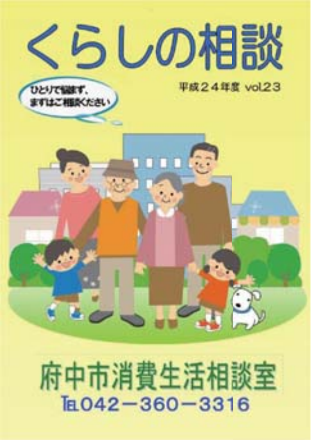

配布場所　消費生活相談室
市役所1階 市民相談室・4階 経済観光課、他

消費生活相談室 休館日のご案内

土・日曜日、祝日以外で次の日がお休みとなっています。

☆6月19日（水）
☆7月9日（火）
☆8月13日（火）・14日（水）
☆9月6日（金）

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

■は休館日となります。

消費生活だよりは6・9・12・3月の年４回発行し、市の施設や関係機関等で配布しています。平成25年度は東京都の交付金を活用して自治会にも配布しています。

問合せ先
府中市生活環境部経済観光課
消費生活係
TEL　042-335-4124
FAX　042-360-9370
Eメール　shouhi@city.fuchu.tokyo.jp

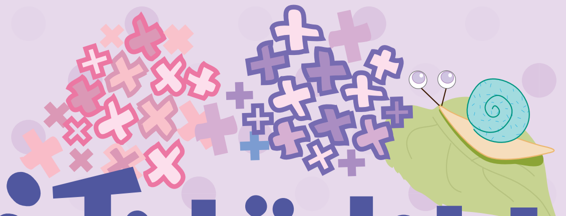

府中市 消費生活だより

No.13　平成25年6月発行
編集・発行
府中市生活環境部
経済観光課消費生活係
〒183-8703 府中市宮西町2-24
TEL042（335）4124

消費生活相談室をご存知ですか？

府中市が運営する消費者のための相談窓口です。

専門の相談員が消費生活に関する相談に応じるほか、出前講座などの消費者啓発の業務を行っています。

どこにあるの?

京王線中河原駅バスターミナルに面しているステーザ府中中河原という建物の４階にあるスクエア２１・女性センターの中にあります。

スクエア21・女性センター入口（外観）

どんな相談ができるの?

２ページに相談事例を紹介しています。

相談したいときは?

まずは気軽にお電話ください。来所でのご相談にも応じています。

スクエア21・女性センター入口（４階施設内）

「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活相談室にご相談ください

府中市消費生活相談室

相談専用　☎042-360-3316
相談時間　午前10時～正午、午後1時～4時
相談場所　府中市消費生活相談室
スクエア21・女性センター内
相談方法　電話、または来所

消費生活相談室では、消費生活に関する相談を受け、交渉方法の助言や情報提供、あっせんなどをして、問題解決のためのお手伝いをします。また、より専門的な相談機関がある場合や、消費生活相談にそぐわない場合は、その相談内容にあった窓口をご案内します。

府中市消費生活相談室　☎042-360-3316（相談専用）

○契約や取引に関するトラブル

悪質商法の被害にあったり、契約や取引に関するトラブル、契約内容に不審な点があるときなどはご相談ください。

○製品の使用による事故

製品を使用していて危険な目にあった、またはあいそうになったときはすぐにご相談ください。

○多重債務（借金）の相談

金融業者からお金を借りて支払い困難に陥ってしまっても解決方法はあります。相談内容が外部に漏れることはありませんので、ひとりで悩まず、安心してご相談ください。

○商品やサービスに疑問を感じたとき

商品やサービスの品質や安全性、表示などについて疑問を感じたときには、お気軽にご相談ください。

被害にあわないために

☆契約をせかされてもその場では決めず、家族・知人、相談室などに相談する！
☆強引に勧誘されても契約する意思がなければきっぱりと断る！
☆「すぐにお金をふりこんで」「必ずもうかる」「あなただけ特別です」「無料です」といった話には耳をかさない！
☆不審な請求があっても慌てて相手に連絡をしない！

毎日を安全に暮らすために

リコールされた製品によって火災等の重大事故が年間100件以上も発生しています。事故は尊い人命やあなたの財産を奪うことにもなります。消費者庁では、無償回収等（リコール）が行われている消費者向けの製品についてリコール情報サイトを開設し、情報提供をしています。事故にあわないためにも、身の回りに対象製品がないか確認してみましょう。

また、リコール製品以外でも日常の生活では様々な事故が起きています。どんな事故が起きているのか、自分で使っている製品でトラブルが生じていないか関心を持つことも大切です。関係省庁に寄せられた日常の身の回りの製品、食品、サービスなどによる事故の情報を検索できるデーターバンクがあります。

毎日を安全に暮らすためにも活用してみてください。

リコール情報を調べるには・・・

リコール情報サイト
http://www.recall.go.jp/

お使いの製品がリコール対象製品だった場合には、すぐに使用を中止し、メーカーに連絡してください。

製品事故を知るには・・・

製品事故情報データバンクシステム
http://www.jikojoho.go.jp/ai_national/

消費生活相談室より

★困っています★

昨日店先で声をかけられくじを引いたところ、ウォーターサーバーの無料レンタルが当選した。「2等が当たりました。ウォーターサーバーが永久に無料になります」と言われたが、飲料水の料金がかかるというので迷っていると「せっかく当選したのだから」と強引に勧誘され契約した。よく考えると必要がないし月々の費用もかかるので解約したい。1年以内に解約する場合は解約料5，250円がかかると言われた。

20代女性

◎相談室から◎

このケースでは、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。サーバー自体は無料でも、一定の費用がかかるので「当選」という言葉にまどわされず、契約内容をよく確認することが大切です。

ワンポイントアドバイス

ウォーターサーバーについて、契約に関するトラブルだけでなく、製品の安全性などについても様々な相談があります。

例えば・・・

☆子供が温水コックに触れてやけどをした
☆裏側の金網で手を切った、ウォーターサーバーが倒れてけがをした
☆電気部品や電源コードから出火した
☆異物が混入していて下痢をした

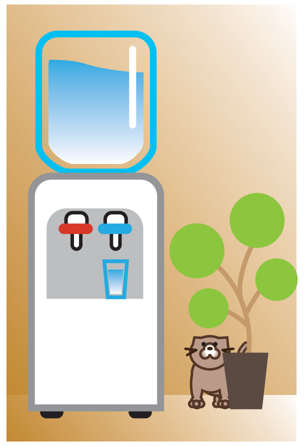

契約にあたっては・・・

○サーバーのレンタル代のほかに電気代、メンテナンス費用、カートリッジ代金など必要な経費がどの位かかるかを確認しましょう。また、途中でやめると解約料がかかる場合がありますので注意しましょう。

使用にあたっては・・・

○取扱説明書をよく読みましょう。
○定期的に清掃、点検をしましょう。
○異常を感じたら使うのを止め、すぐに販売店やメーカーに連絡しましょう。